

「市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正（案）について

令和 7 年 1 1 月

総合政策部 情報政策課

1 概要

本規則は、他の条例等の規定により書面等で行う申請等について、当該条例等に関わらず電子的な申請を可能とする目的で定めたものです。

現在の規定では、市の執行機関が電子計算組織（システム）を使用して手続する際に電子署名を省略できることとしておりますが、公共施設予約システムの更新に伴い、市の執行機関以外の者（施設利用者）が電子計算組織を使用して行う手続についても電子署名を省略できるよう、規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

電子情報処理組織を使用して行う申請について、あらかじめ市長が定めたシステムを使用する場合は、電子署名を省略することができるように改めます。

また、市が市の執行機関以外に行う処分通知等について、あらかじめ市長が定めたシステムを使用して行う場合は、電子署名を省略することができるように改めます。

○改正項目

第 4 条第 2 項中「市の機関等が」を削除する。

第 5 条第 2 項中「市の機関等に対して」を削除する。

第 8 条第 1 項中「市の機関等が」を削除する。

第 8 条第 2 項中「市の機関等に対して」を削除する。

3 規則（案）の施行予定期日

公布の日から施行しようとするものです。